

消火器の技術上の 規格省令が改正されました

消火器のラベル表示が変更になりました（平成23年1月1日施行）

近年発生している老朽消火器の破裂事故を受け、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等、安全上の注意事項等について表示が義務付けられました。

旧型消火器は、11年間設置可能

改正前の規格に基づいて既に事業所等に設置されている消火器等については、施行後11年間は特例として設置が認められます。（平成33年12月31日まで）

改正規格省令施行日以降に工事を開始した防火対象物

施行日以降も1年間は旧型消火器を工事物件に設置可能です。

消火器の点検基準改正（平成23年4月1日施行）

蓄圧式消火器の内部や機能点検の開始時期を「製造後3年」から、「製造後5年」に改め、製造年から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検を義務付けます。

廃消火器リサイクルシステムが始まっています。

消火器の処分は、（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店（特定窓口）と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせ下さい。

※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

印西市・白井市のリサイクル申込み窓口

（最新の窓口情報は、<http://www.ferpc.jp/accept/>で検索できます。）



《お問い合わせ先》

（社）日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）

TEL 03-5829-6773 ホームページ <http://www.ferpc.jp>

点検基準の改正

機器点検（内部および機能）

機能点検基準（機能、薬剤の放射試験）の変更

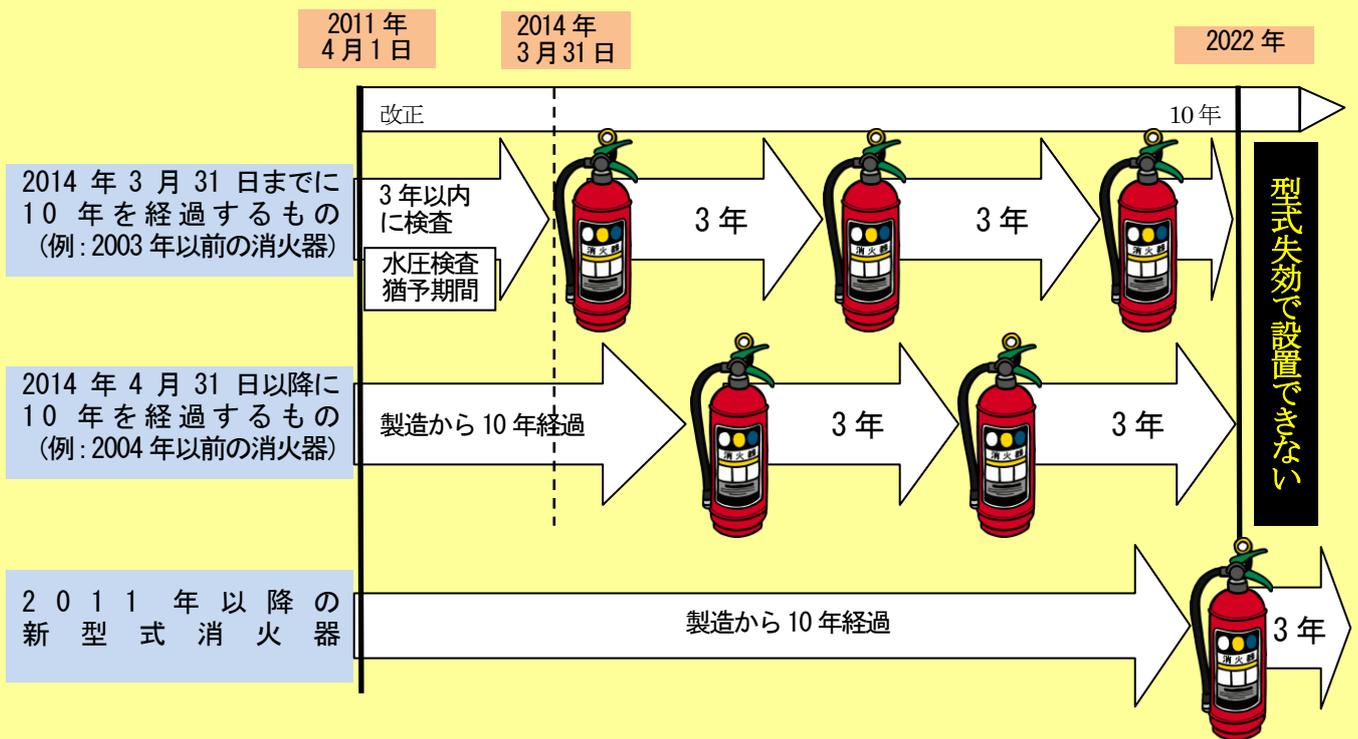
蓄圧式消火器の機能点検の開始時期3年→5年に変更

圧力方式	現在	変更後
蓄圧式消火器	製造年から 3年を経過したもの	製造年から5年（緩和）
加圧式消火器		製造年から3年（従来どおり）

耐圧性能点検（水圧検査）

外観点検において本体容器に腐食が認められたもの。

製造から10年を経過した消火器に対する耐圧性能試験（水圧検査）が義務付けになります。



以降3年毎の水圧検査が必要となります。

※ 2014年3月31日までの間は、既に設置済み消火器で製造年から10年を経過したもの（外形の点検において腐食等がなかった消火器）にあっては、経過措置として2014年3月31日までに抜き取り方式で水圧試験を全数実施することができる。

2014年4月以降に10年を経過する消火器は3年毎に全数の水圧試験を実施する。